

## 第9回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

1、開催日時 令和5年1月5日(木) 午後1時30分～午後2時45分

2、開催場所 鹿島新世紀センター 2階会議室

3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

4、欠席委員 2名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

### 5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 木下 英春 委員 8番 大町 朝子 委員

②第2 報告第 22号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について  
議案第 37号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 38号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について  
議案第 39号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画  
について  
議案第 40号 下限面積(別段の面積)の設定について

### 6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名	役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸	主 査	田中 莊子
局長補佐	峰松 正典	書 記	植松 優太

### ◎農業委員出席簿

席順	委員名	出席	席順	委員名	出席
1	下村 和幸	○	7	木下 英春	○
2	中牟田 安彦	○	8	大町 朝子	○
3	針尾 忍	○	9	三原 一義	○
4	馬場 英喜	○	10	藤家 豊次郎	○
5	中村 博之	○	11	山口 和子	×
6	小笠原 初男	×	12	織田 博吉	○
			計	12名	10名

### ◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
高津原・城内・大手・東町・西牟田・新町・ 中牟田・横田・納富分・末光・馬渡・若殿分	田中 雅己
犬王袋・小舟津・世間・重ノ木・行成・ 執行分・井手分	森田 英男

## 7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。令和5年、今年もよろしくお願ひ致します。只今から第9回農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番三原委員から12番織田委員まで点呼をし、6番委員と11番委員の欠席を確認。)本日の出席委員は10名です。定足数に達しています。総会は成立致します。次に議事録署名人を指名いたします。7番の木下委員と8番の大町委員にお願い致します。どうぞよろしくお願ひ致します。審議に入れます前に、議事進行について、いつもの注意を4点ほどいたします。1点目です。各自意見・質問等をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関するのみを簡潔にお願い致します。2点目です。審議に入りましてからの私語はこれをきつく禁止します。3点目です。市役所内はごく一部の指定された区域を除いて禁煙となっています。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんけれども、起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席して、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があつて、これを審議・採決するときは、特にこちらから指示を致しませんが、自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しとか罰則を受ける場合がございますので、ご注意をお願い致します。以上については、個々が自覚し会議場のマナーとしてご協力ををお願い致します。では、慣例によりまして会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、明けましておめでとうございます。今年もお手柔らかによろしくお願ひしたいと思っています。新しい年ということで、今年はそれぞれの各事業所からの代表が集まって1月4日に賀詞交換会がありました。コロナがかなり多いこともありますって、人数を絞って100名と少しだったと聞いています。農業委員会にもご案内を受けていましたが、出席はしませんでした。賀詞交換会の名簿を今回見ていますので、目を通してください。コロナ前は清川でテーブルを囲んで直会と申しますか、一席あっていましたが、それが無くなつて学校方式で並んでの開催だったように聞いています。兎年でピョンピョン跳ねることから飛躍の年ということになっています。たまたまテレビを観ていたら台風に関するデータのことを言ってました。兎年に台風が一番少ないそうです。通常、台風が年に27~28回発生しますが、兎年は22回と断トツに少ないそうですので、農家にとって良い年になるように我々もしっかり農業発展のために頑張っていきたいと思います。</p>

(この後、年末の事務局職員家族のご不幸について言及有り。これは省略。)

それから昨年12月に認定農業者に加えて生産組合長さん達にもかたっていただいて意見交換会を行ったところです。今、そこで出た意見を局長の方で取り纏めをしてもらっています。この後、(まとめた意見を)市長に意見書として出すように考えています。中旬にと思っていましたが、市長の都合がつきませんでした。27日は空いていましたので16時から意見書を提出したいと思っています。ご都合を付けてもらうようにお願いをしたいと思います。大丈夫でしょうか。(特に異論はなし。)皆さんご出席を是非よろしくお願ひ致します。1月30日にも農業委員と最適化推進委員の研修会が武雄市の方あります。これについてもあとで事務局の方から案内があると思います。

また1年大変なことになるのではないかと思いますけれども、ご協力をいただいて生産ができる場所についてはしっかりと残していくたいと思いますし、今日の総会終了後には農林水産課の方から鹿島市の園芸団地構想についての話をしてもらって、情報の共有を譲っていきたいと考えています。最後に山口副会長のことですけれども、先般から体調のことをお繋ぎしていました。回復には向かわれているとの話をしています

した。ただ、どうしても自分の体を大事にしたいとの申し出があつてあります。実は12月末に辞任届が出ておりますので、これを受けて手続きを進めたいと思っています。この場を借りまして皆さん方に報告をしておきたいと思います。副会長は中立委員ですので、募集や団体からの推薦も気を付けないといけません。市報にも載せて募集をしていますが、探すのに苦労するかと思っています。JAの他の団体の女性部に推薦をしていただいて、できれば今月内に候補者を上げていただきたいと思っています。手続き上、その候補者を第三者からなる委員の検討会議に諮った上で市長に報告をしていきます。手続き上、3月の市議会で承認をもらって新年度から活動をお願いしたいと思っていますから、ご了解をお願いして挨拶に代えたいと思います。

それでは、議事に移らせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいとあり。)

今日は報告1件と議案が4件となっています。報告事項から入っていきたいと思います。報告第22号「農地法18条6項の規定による解約報告について」事務局から説明をいたします。

総会議案・説明資料の1頁をご覧ください。報告第22号について説明いたします。記載のとおり4件となっています。合計10筆、面積は9,575平米となっています。内訳は田のみ10筆で、9,575平米です。畑はありません。

解約事由は双方合意による借人変更のためが1件。借人からの申し出のためが2件。農地法第5条申請のためが1件となっていますが、借人からの申し出となっている4番は新しい借人が決まっているようですので、実質は借人の変更です。なお、借人変更となっている1番は新しい借人の方が決まっておりまして、新しい借人の方の来月の総会で報告が出来ると思います。3番はこれまで中間管理事業での貸し借りの契約でしたが、農業公社からの解約の書類には5条申請のためとなっています。不動産会社に問い合わせたところ農地転用を計画されているとのことでした。以上で報告第22号の説明は以上です。

事務局

議長 解約案件を4件報告させましたけれども、皆さん方から何か意見等ございますか。それぞれ担当委員の方には連絡がついていますでしょうか。

3番委員

議長 2番については借りておられた方が亡くなられたための解約で、先月もありました。農地が狭い所を借りて野菜(サトイモ等)を作つておられていました。面積が狭いことで水稻を作ることには向いていませんので、次の借り手を探すのに苦戦しています。担当の最適化推進委員さんとも話をしてはいますが難しい状況です。

議長 確かにそうですね。引き続き探してもらうようにお願いします。他にありませんか。よろしいでしょうか。  
(はいという声あり。)  
それでは報告第22号については意見等も無いようですので、次に進みたいと思います。続きまして議案第37号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。

事務局

総会議案・説明資料の2頁をご覧ください。1番について説明いたします。位置図の1頁と本日の資料も1頁を併せてご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●番地●でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は206平米です。譲受人は●●区の有限会社●●●の代表取締役 ●●●さんです。譲渡人は同じく●●区の●●●さん、85歳の方です。転用の目的は宅地分譲となっています。なお、申請地の北側にある雑種地(133.00平米)、南側の宅地(228.13平米)を同時利用されます。宅地分譲面積としては全体で567.13平米となります。施設の概要は2区画の宅地分譲546.27平米、既にゴミステーション置き場がついて10.43平米を取られます。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地、西は水路を挟んで道路(市道)、南は宅地、北は道路(市道)になっています。備考欄に記載の

	とおり関係機関との協議ありで条件はなしとなっていますが、田を嵩上げして畑にして利用していたということで始末書を提出されています。ここは公共下水道区域です。説明は以上です。
議長	始末書を読み上げてください。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議長	それでは担当委員の調査報告をお願い致します。
担当委員	申請地は道路と宅地に囲まれた所になっています。同時利用地である南側は宅地で農機具小屋が建っています。北側の三角地は雑種地で、ゴミステーションが置かれています。同時利用される2筆は道路の高さとほぼ同じですが、転用される農地の高さは道路よりも少しだけ低くなっていますので、道路並みに嵩上げされます。雨水の排水は西側にある水路に放流されますので心配はありません。報告は以上ですが、ご審議をよろしくお願いします。
議長	担当の最適化推進委員の●●さんから補足はありませんか。
担当推進委員	譲受人の方が我が家を尋ねて来られたときに聞いたことです。譲渡人の奥さんがもう作つていくことが困難になってきて、どうにかして欲しいと言われたそうです。
議長	申請地周辺は宅地化が進んでしまって、農地として残っているのはほとんどないのではないかと思っていますが、●●推進委員にお尋ねします。譲渡人の方はまだあちこちに農地をお持ちでしょうか。
担当推進委員	家の周りは処分されたので、もうないのではないかと思います。他の場所については分かりません。
議長	申請地は第3種農地であり、雨水・生活排水の処理も問題ないとのことです。皆さんから質問や意見はありませんか。 何かございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) それでは採決いたします。1番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで処理させていただきます。 続いて2番について説明をお願いします。
事務局	2番について説明します。説明資料は同じく2頁、位置図は2頁をお開きください。この案件は本年7月の総会で農振除外の審議をしていただいています。土地の所在は大字●●字●●●番地でございます。登記地目・現況地目共に畑になっています。登記面積は59平米です。譲受人は●●区の●●●さん、72歳の方です。譲渡人は●●市の●●●さん、62歳の方です。転用の目的は露天駐車場です。その概要は3台分の駐車場30.00平米と通路ほかが29.00平米になっています。農地区分がここは圃場整備で出来た畑ということで1種農地です。周囲の状況ですが、東・西・北は道路、南は水路を挟んで道路となっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっていますが、既に埋め立てて駐車場として使われていたということで始末書が提出しております。説明は以上です。
議長	始末書をお願いします。
事務局	(始末書の読み上げ。)
議長	担当委員から現地調査報告をお願いします。
担当委員	申請地は国道●●●号沿いにある●●のバス停から右折し、県道を●●方面へ5キロメートル程進みますと●●のバス停がありますが、そこから約30メートル手前になります。周囲の状況については先程事務局の説明のとおりです。始末書を先程読み上げてもらいましたが、現地は既に埋め立てられて砂利敷きになってしまって、駐車場として利用されています。本件につきまして、地元の区長さん並びに生産組合長さんに状況等をお尋ねしましたところ地区としては特段問題がないとの確認が取れています。報告は以上です。

議長	ありがとうございました。以前に農振除外で総会に諮ってました。今回の申請は転用される申請となっています。皆さんから何かございますか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 無いようですので採決します。2番に賛成の方の挙手を求めてます。
	いいえ、特にありません。 (全員挙手)
議長	賛成全員ということで許可相当として県へ送ります。 続いて3番について説明をお願いします。
事務局	番号3について説明致します。位置図は3頁と本日の資料2頁をお開きください。土地の所在は大字●●字●●●●番●と同じく●●●●番地の2筆でございます。登記地目・現況地目2筆共に畠となっています。登記面積は399平米と461平米です。譲受人は●●区の株式会社●●●●の代表取締役●●●●さんです。譲渡人は●●区の●●●●さん外6名方と●●区の●●●●さん外2名の方です。なお、申請地の間に宅地758.98平米があり、ここを同時利用されますので、宅地分譲地の面積としては1,618.98平米になります。転用の目的は宅地分譲です。その概要は5区画の宅地分譲1,312.41平米と進入路ほかが306.57平米になっています。配置については本日の資料で確認してください。農地区分は3種農地で、周囲の状況ですが、東は水路を挟んで道路(市道)と宅地、西は水路と道路、南は宅地、北は水路を挟んで道路(市道)になっています。備考欄に記載のとおり関係機関との協議ありで、条件はなしとなっています。公有水面占用許可申請、水路形状変更承認申請、道路法第24条工事施工承認申請が都市建設課の方に提出されています。ここは公共下水道区域となっています。番号3の説明は以上です。
議長	自宅を壊して、周りの畠と共に整理したいという案件になっています。それでは担当委員の現地調査報告をお願いします。
担当委員	●●さんが自宅と共に東と南側にある畠を分譲地にして売買したいとおっしゃっています。北側と東側には市道が通っていますが、道との間に水路があって、西側にある田んぼの排水もこれまでとおりに流せます。周囲の農地への影響はありません。よろしくお願ひします。
議長	担当の最適化推進委員さんから何か補足等はありませんか。
担当推進委員	●●農業委員の報告の通りです。現地を確認しましたが、周囲の農地には影響ありません。
議長	ありがとうございました。皆さんから質問や意見を賜りたいと思いますが、何かございませんでしょうか。
2番委員	この周辺も宅地化が進んできています。●●区が宅地化されて農地が無くなってきたように、将来的にはこの地区も宅地化されてしまうのでしょうか。この辺で農業されている方達は基本的には了解をされていると理解していいのでしょうか。
事務局	この周辺は急激に宅地化が進んでいます。3種農地で用途指定がかかっていますので、まだ増えると思っています。
議長	以前、私は農協の理事として地域の座談会に入っていました。開発があるのであれば、自分の所からという人ばかりでした。先日の総会では分譲地を許可しましたが、隣の田んぼへの用水路を確保してもらいましたが、暫くしたら転用の案件として申請がありました。また、聞くところによれば、この周辺の数カ所に分譲地の話があつてているようです。連鎖的に売りたいという方が出てきているようです。
2番委員	このような場合に農業委員として考えておかなければいけないことは何でしょうか。
事務局	この周辺の農地は道付きの所から売れていくと思われます。残る農地を営農していくためには用排水路と通作のための道を確保していくことが農業委員会の務めになると思われますので、よろしくお願ひ致します。

議長	申請地の北側には道が無いような田んぼが結構あるようですので、そのような田んぼの周辺の転用はご配慮をお願いしておきます。他にありませんか。 (はいという声あり。) 無いようですので採決します。3番に賛成の方の挙手を求めてます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして進めさせていただきます。 統いて議案第38号を審議します。「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料の3頁をご覧ください。1番について説明致します。位置図につきましては4頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●、●●番●、●●番地の3筆でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積はそれぞれ388平米、198平米、32平米で合計618平米になります。譲受人は●●区の●●●●さん71歳、農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん73歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止です。譲受人の方の住まいは申請地の隣です。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。1番の説明は以上です。
議長	この件について担当委員から何か補足はありますか。
担当委員	申請地は11月に農地法第4条申請があった●●さんの案件の所から西へ入った所になります。譲渡人の方は一昨年程前に病気をされて、家族で話し合いをされ処分しようという結論に至ったそうです。このことは昨年夏に農地パトロールをしていたときに偶然現地で譲渡人に会い聞いていました。また、申請地へ入っていく道がありません。隣接した方の宅地を通って管理機を入れていたそうですので、隣接している●●さんか●●さんに購入してもらうのが一番良いと思います。以上です。
議長	皆さんから質問や意見はございませんか。無いようでしたら、私から一つ質問です。売買価格はいくらになっていますか。
事務局	反当●●万円になっていますので、3筆で●●万円程度になります。
議長	担当委員さんにお聞きしますが、金額について支障はないでよろしいでしょうか。
担当委員	道付きでもないので仕方がない価格ではないでしょうか。
議長	了解しました。他にございませんか。よろしいでしょうか。 (はいという声あり。) 無いようですので採決します。1番に賛成される方の挙手を求めてます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして許可することといたします。 2番の説明をお願いします。
事務局	2番について説明いたします。位置図につきましては5頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●でございます。登記地目・現況地目共に畠となっています。登記面積は560平米です。譲受人は●●区の●●●●さん74歳、農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん73歳、農業の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と相手方の要望となっています。申請地の東側に今年度あっせんで所有権が譲受人に移った農地があります。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつてあるところでございます。2番の説明は以上です。
議長	担当委員から補足的なことがあればお願ひします。
担当委員	譲受人の方があっせんで購入してみて、ここも追加で買いたいという申し入れがあり、今回の3条申請になっています。
議長	ちなみに価格はいくらになっていますか。それと利用目的はどうなっていますか。

事務局	反当●●万円で、野菜全般となっています。
担当委員	譲受人の奥さんは作った野菜は道の駅や浮立の里に出されています。
議長	皆さんから質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。無いようですので採決します。2番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	賛成全員によりまして許可することいたします。 3番について説明お願いします。
事務局	3番について説明いたします。位置図につきましては6頁をご覧ください。土地の所在ですが大字●●字●●●番●と●●番●の2筆でございます。登記地目・現況地目2筆共に畠です。登記面積はそれぞれ132平米と274平米となっています。この2筆については10月の総会において空き家バンクに登録された空き家に付随する農地として皆様に認めていただいていました。譲受人は●●区に移住された●●●●さん51歳、無職の方です。譲渡人は●●県●●市の●●●●さん71歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由ですが、譲受人は空き家に付随する特例農地として取得されます。譲渡人の方は農業を廃止されています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がついているところでございます。3番の説明は以上です。
議長	担当委員さんから補足等ありますか。
担当委員	特にありません。
議長	皆さんからの質問・意見がありましたらお願ひします。
4番委員	この農地で譲受人の方は何を作られるのでしょうか。
事務局	野菜全般で白菜・大根・ごぼう・人参などを作りたいとおっしゃっています。
議長	家庭菜園ということでどうですか。他に質問・意見はありませんか。無いようですので採決します。3番に賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ということで取り扱います。 4番の説明を求めます。
事務局	4番について説明いたします。位置図につきましては7頁をご覧ください。土地の所在は大字●●字●●●●番●でございます。登記地目は畠ですが、現況地目は樹園地となっています。登記面積は129平米です。譲受人は●●区の●●●●さん76歳、自営業兼農業の方です。譲渡人は●●区の●●●●さん67歳、無職の方です。6月の総会でこの二人の間で3条による5反を超える隣接農地の所有権移転を認めていました。そこが申請地北側になります。譲受及び譲渡理由ですが、経営規模の拡大と労力不足となっています。隣接農地は荒廃していたのですが、譲受人の方が重機を入れて再生を始められています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、●●農業委員と●●農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、問題なしとして、両担当員より署名がついているところでございます。4番の説明は以上です。
議長	担当委員から改めて何かございますか。
担当委員	現地は6月の総会で3条の申請があった所の南側の一角で、現地の状況が竹藪になっていますので、(再生するには)除去しないといけません。譲受人の方からの話では、6月の総会に纏めて申請する意向を譲渡人の方にはあったが、見落とされていたとのことでした。
議長	追加承認的な申請となっていますが、皆さんから質問・意見はありませんか。よろしいでしょうか。質問・意見も無いようですので採決します。4番に賛成の方の挙手を求めます。
	(全員挙手)

議長	<p>全員賛成ですので許可するものと致します。</p> <p>それでは次に移っていきます。議案第39号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について」を議題と致します。この案件については一括して審議致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第39号について説明致します。総会議案・説明資料は4頁から6頁までとなります。この案件につきましては1議案で16件でありまして、今回は農地中間管理機構との貸借となる案件はありません。6頁に記載されている16番はあっせんです。今総会後に所有権が売り手から公社に移ります。その時期は1月11日の予定です。</p> <p>利用権設定されている案件が1番から15番までの15件です。利用権設定の15件のうち、新規が4件。再設定（更新）が11件となっています。そのうち、使用貸借権の設定は1件で、賃貸借権の設定は14件です。14件賃貸借権設定のうち、現金扱いが2件で、物納扱いが12件です。契約期間については、10年が3件、5年が9件、3年が3件となっています。なお、使用貸借権が設定されている11番は更新の案件となっています。議案第39号の説明は以上です。</p>
議長	<p>農用地の集積計画についての説明をさせました。それぞれ自分の担当地区のことについては事前に確認をされていますでしょうか。</p> <p>（はいという声あり。）</p> <p>皆さんから意見等をお聞きしたいと思います。何かございませんでしょうか。ありませんでしょうか。よろしいでしょうか。無いようですので採決します。議案第39号に賛成の方の挙手を求めます。</p>
	（全員挙手）
議長	<p>賛成全員により議案第39号は決定することに致します。</p> <p>議案第40号「下限面積(別段の面積)の設定について」を議題と致します。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第40号について説明致します。総会議案資料の7頁をご覧ください。それと別刷りの資料を参考にしてください。これは農地法から抜粋したものです。農地法第3条の権利取得後の経営面積が50アール以上でなければ許可できないという要件がございます。農業委員会が別段の面積を定めた場合は、その面積とすることができます。この別段の面積につきましては、国からの通知によりまして、毎年検討を行うようになっておりますので、今回提案させていただきます。このところ毎年1月の総会にお諮りしていましたので、今年度も1月にさせていただきました。ただ令和5年度の当初から農地法が改正され、下限面積要件が廃止される方向にありますので、承認をいただきましても3月31日までの決まりということになります。ただ法律改正後も、農地の全てを効率的に利用して耕作すること。周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。必要な農作業に常時従事することの3要件は引き続き満たす必要があります。このことにより投機的な農地取得等が生じないようになっています。また、この後、農林水産課が策定する地域計画（人・農地プランの発展型）においてこの計画の妨害をするような農地の取得はできなくなります。加えて、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地で農業委員会が認めた農地につきましても、農業をやってみたいという移住者の選択肢を拡大し、移住定住を促すと共に、遊休農地の発生防止・解消を少しでも改善したいという目的から一昨年9月の総会で定めていただきましたが、これについても3月31日までということになります。残り期間が3ヶ月もないことから、今回も現行とおり（市内全域で下限面積を5,000平方メートルとし、空き家バンクに登録された空き家に付隨する農地で農業委員会が指定した農地は1平方メートル以上）そのままにしておくことで提案致します。ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	議案第40号については説明のとおりではありますが、ただでさえ、遊休農地・荒廃農地が

	<p>増えている状態にあって、そんな中で新年度からは農地取得の歯止めが無くなるという話ですが、荒らさないことが前提で、やはり農業を続けていく方達のためとか、新たに始められる方達にとっての決めごとにならないといけないと思います。分かり易い表か何かを事務局で作ってもらえませんでしょうか。例えば、これは良いとか。これはいかんとか。こんなのは特例で良いとか。具体的に示して欲しいと思います。</p> <p>まあ、5反要件の廃止は新年度からです。面積はこのままで令和4年度まで残すということの議案となっていますので、このことで皆さんから何かございませんでしょうか。</p>
7番委員	新年度からは農地を持ってなくても所有することができるということでしょうか。
事務局	5反要件は無くなりますが、農地の全てを効率的に利用して耕作すること。周辺の農地利用に悪影響を与えないこと。必要な農作業に常時従事するという3要件は残りますので、ここで誰もかれもが農地を所有できることにはなりません。
議長	<p>言うなれば我々、農業委員や農地利用最適化推進委員の役割が増すということです。 他に質問等はないでしょうか。無いようですので採決します。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	賛成全員により提案とおりに決定することに致します。
事務局	この件は3月の総会で5反要件の廃止についてお諮り致します。
議長	<p>3月までの時限的ということでお願い致します。 それでは本日提案された全ての報告・議案についての審議を終わります。</p> <p>(午後2時45分終了)</p>

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

令和5年 1月 5日

鹿島市農業委員会

会長

印

7番委員

印

8番委員

印

事務局長

印